

防災行政無線をデジタル化していきます



町では、今年度から防災行政無線のデジタル化に取り組みます。

「最上町地域防災計画」において、災害時等における迅速かつ確な地域への情報伝達手段として防災行政無線は位置付けられています。

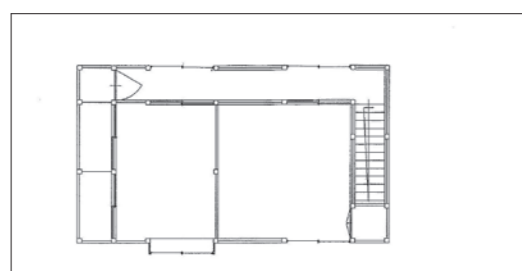
これまで、平成17年度から平成21年度にかけてアナログ防災行政無線を整備してきましたが、現在使用している機器の老朽化が進む中、総務省の無線設備規則改正に基づき、(※) 同報系の防災行政無線のデジタル化移行による再構築を図ります。

整備計画としては、今年度に調査設計を行い、来年度から2か年で工事を行う予定です。調査設計では、地理的・地形的な調査や電波の伝わり具合等の調査を行い、さらに、信頼性、維持管理保守の面、既設設備（屋外拡声器の柱や防災ラジオを含む）の利用等の総合的な視点で設計を進めます。

今後、調査等では町民の皆さんにご協力をお願いする場面もあると考えられますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

(※) 同報系の防災行政無線…同報通信システムを指し、役場庁舎と地域に設置する屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、住民に対し災害や行政情報を伝達するために使用するものです。

▶詳しくは、まちづくり推進室情報企画係まで (☎43-2261)



二階平面図



一階平面図

定住促進空き家活用住宅 入居者募集

町では、定住促進対策として町内の空き家を借り受けて整備し、利用希望者にお貸ししています。この度、下記物件の入居者を募集します。

物件名 定住促進空き家活用住宅第3号

所在地 月楯78-14 (月楯地区)

※木造2階建て戸建住宅

車庫別途契約要(2台分あり)

利用料金 月額35,000円

募集期間 随時

利用開始 随時

その他 お申し込み、ご利用には条件があります。

▶詳しくは、まちづくり推進室定住促進センターまで (☎43-2261)

古着・小型家電回収事業にご協力ありがとうございました！

古着・小型家電回収事業が6月2日に行われ、約100名の方の協力があり、合計で古着1,020kg、家電281kgを回収しました。今後とも、リサイクル事業にご協力をお願いします。



国民年金からのお知らせ

知っていますか？国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

① 免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

② 納付猶予制度

50歳未満(※)の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。
※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

【学生の方は学生納付特例をご利用ください】

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。(学生納付特例に該当する方は、上記の①②の申請はできません。) 手続き方法は、下記連絡先または年金事務所にお問い合わせいただくか、日本年金機構ホームページでご確認ください。

免除・猶予制度の申請方法は・・・

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を下記または年金事務所に提出してください。(郵送可)

■過去2年までさかのぼって免除申請ができます。

平成26年4月より、過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所または下記までお問い合わせください。

■「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

納付状況等	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
年金への影響					
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に...	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に...	計算される	計算される(注1)	計算される(注2)	計算されない	計算されない

(注1,2) 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

- 全額免除の場合…2分の1
- 半額免除の場合…4分の3
- 3/4免除の場合…8分の5
- 1/4免除の場合…8分の7

※平成21年3月以前の免除期間は、上記の割合と異なります。

「全額免除」…3分の1、「3/4免除」…2分の1
「半額免除」…3分の2、「1/4免除」…6分の5

(注2) 「一部免除」については、減額された保険料を納めないまま2年を超えると、時効により納めることができなくなりますので、ご注意ください。

最上町役場 町民税務課 住民係 ☎43-2012